

※ 本書面の情報は令和元年10月24日時点のもので、その後の法改正等により制度等が変わっている可能性があります



### 1 リ災証明

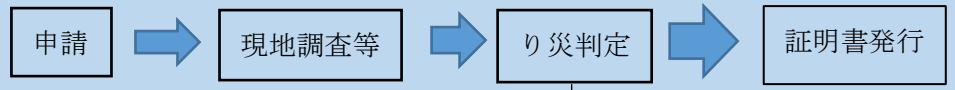
#### ■ リ災証明書って何？

リ災証明書とは、市町が住宅の被害を調査して発行する証明書です。全壊・大規模半壊・半壊・準半壊・一部損壊・床上浸水・床下浸水などに分かります。

#### ■ リ災証明書があるとどうなるの？

リ災証明書があると、その内容によって各種支援金、税の減免、融資申請などが受けられるようになります。市町の案内に従って申請してください。

#### ■ リ災証明の申請をした後の手続きはどうなるの？



判定に不服があれば、専門家による再調査が可能です！

り災判定の内容で支援の内容も変わりますので、ご注意ください。

### 2 土砂関係

#### ■ ボランティアによる支援について

水害による土砂の撤去や片付けなどは、ボランティアによる支援を積極的に活用しましょう。  
ボランティアを頼みたいときには、地元の**社会福祉協議会**に連絡をして下さい。

#### ■ 隣地（個人の方が所有する土地）の土砂が流れ込んだり、ブロック塀等が倒れたりしたために、家に被害が出た場合

原則として、流入元の所有者が撤去することになります。もっとも、どの土地から流入した土砂であるか半別不能だったり、従前からの近所付き合いもあるために、個別の事情を考慮しなければならず、解決の仕方は様々です。また、今後公的な支援制度や補助制度が出来る可能性もありますので、このチラシの一番上にある電話相談窓口や面談相談を利用して弁護士に相談してください。

### 3 お金関係の情報

#### ■ 災害時にもらえるお金はありますか？

現時点で、お金がもらえる制度の利用は不明確な部分もありますが、お金がもらえるかどうかは、り災判定の結果が大きく影響します。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・全壊</li> <li>・大規模半壊</li> <li>・半壊</li> <li>・準半壊</li> <li>・一部損壊</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎支援金・加算支援金</li> <li>応急修理制度</li> </ul>
---	---

#### ■ 災害時にお金が借りられる制度はありますか？（今後の予定）

以下のような制度が利用できる予定です。【 】内が窓口となります。所得要件等がある場合もあるので、詳細は各窓口にお問い合わせください。

- ◆ **災害援護貸付【市町】**（負傷・住家被害 最大350万円）
- ◆ **生活福祉資金制度【社会福祉協議会】**  
災害援護資金（150万円・無利子～1.5%）  
住宅補修費貸付（250万円が目安）  
その他、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金も。
- ◆ **リバースモーゲージ融資（災害時高齢者特例）【住宅金融支援機構】**  
60歳以上限定の、毎月の返済を利息のみとする住宅再建用の貸付け。購入、再築、修理をする不動産に第1順位の抵当権の設定が必要。元金は、借りた人が亡くなった際に不動産を処分して返済。債務が残っても相続人に請求されません。

#### ■ 災害救助法にもとづく「応急修理制度」とは、どんな制度ですか？

災害救助法が適用された市町では、応急修理制度といって、自宅の浸水などの被害に対する**修理の一部を公費で**、行ってもらえる制度が使えます。  
これまでは、り災証明書で「半壊」以上の被害の場合に限られていましたが（その場合の支援額は59万5000円/2019年基準）、今年から、**一部損壊でも一定の被害（10%以上の損害）**の場合には、この応急修理制度が使えるようになりました。その場合の支援額は30万円です。

#### ● 応急修理制度の注意点！

- ・自分で修理してしまった後にお金だけもらうことはできません。必ず**事前**に市町に相談をしましょう。
- ・応急修理制度を使うと、その後**仮設住宅に入る権利を失います**。制度を使う前に見積りをとるなどして慎重にご検討ください。

#### ■ 支援金って具体的にどのくらいもらえるの？

- ◆ **基礎支援金** ※一部損壊は対象外。半壊は解体した場合のみ対象
  - ・全壊 100万円（単身世帯は75万円）
  - ・大規模半壊 50万円（単身世帯は37万5000円）
- ◆ **加算支援金**：全壊・大規模半壊・半壊解体の場合のみ対象
  - ・建設・購入 200万円（単身世帯は150万円）
  - ・修理 100万円（単身世帯は75万円）
  - ・賃借 50万円（単身世帯は37万5000円）

#### ● 加算支援金の注意点！

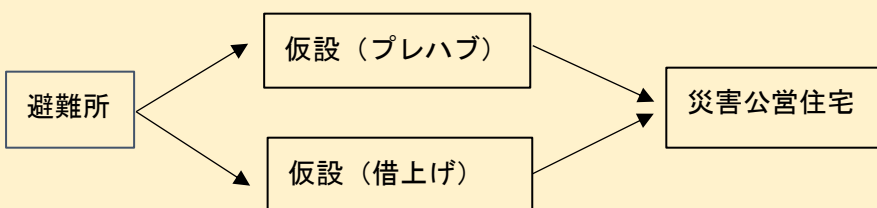
- ・加算支援金をもらうと、**災害公営住宅に入る権利を失います**。慎重にご判断を。

### 4 住家の問題

#### ■ 家屋を解体したいが費用は？

原則として、各種支援を利用しつつ、ご自身で負担することになります。もっとも、今後、市町の負担で解体をする制度（公費解体）ができる可能性がありますので、今後の市町の情報にご注意ください。

#### ■ 自宅を再建できない場合の住家に関する今後の手当は？（一例）



※実際に入居できるのは募集を開始してからです。情報にご注意してください。

#### ■ 住宅などのローンを支払えない／新たなローンとの二重ローンが心配なときは？

今回の台風19号被害の影響で、住宅ローン、事業ローン、自動車ローン、教育ローンなどの支払が困難になった人は、**被災ローン減免制度**（自然災害債務整理ガイドライン）を利用できる可能性があります。自己破産と異なり、現預金500万円、各種支援金などを手元に残した上で、残ったローンの免除を受けられる可能性があります。

この制度を利用してもブラックリストには載らず、原則として連帯保証人にも請求がいきません。詳しくは**弁護士会**にお問い合わせください。

#### ● 自然債務整理ガイドラインの注意点！

- ・既存のローンに加えて、修理費又は住宅ローンに関して改めてローンを設定してしまうとガイドラインが使えなくなる可能性が高くなります。ローンを設定する前に、まずは弁護士に相談してみましょう。

### 5 紛失物の問題

#### ■ 本人確認できる証明書（免許証、旅券、マイナンバーカード、保険証など）がなくなってしまったときは？

住民票は、市町で本人確認がとれれば交付を受けることができます。まずは各**市町の担当課**へ。  
運転免許証は、お近くの**運転免許センター**や住所を管轄する各**警察署**で再発行手続きをしてください。  
保険証は手元になくても、保険診療は受けられます。

#### ■ 銀行の通帳などがなくなってしまって、お金がおろせない。再発行は？

銀行の通帳、証書、カードなどについては、銀行等で再発行してもらえます。各**銀行の窓口**に問い合わせして下さい。通帳を紛失しても権利を失うことはありません。身分証明書があれば持参し、ないときはそのこともあわせて相談してください。

#### ■ 自動車がなくなってしまった（使えなくなってしまった）ので、登録を抹消したいお近くの運輸支局に確認を。

#### ■ 権利証の紛失や水没など

不動産の権利証を紛失等しても権利を失うことはありません。流失した後の権利証等が悪用されないように、住所を管轄する**法務局**に失効の手続きを取るようご連絡しましょう。

#### ■ 実印や印鑑登録証がなくなってしまったときは？

実印をなくされた場合は、印鑑登録証の廃止手続きを行ってください。印鑑登録証をなくした場合は、印鑑証明書の交付申請ができませんので、印鑑登録証の亡失手続きを行ってください。その上でどちらの場合も、印鑑証明書が必要な場合は、改めて実印を登録してください。登録には、ご本人確認できる**官公署発行の証明書**（運転免許証、旅券、マイナンバーカードなど）が必要です。手続は各**市町の担当課**に確認してください。

#### ■ クレジットカードがなくなってしまった、水没してしまったら？

各**クレジットカード会社**に連絡をして、新たなカードの発行などを求めてください。

### 6 事業

#### ■ 会社を営んでいたが、今回の自然災害で厳しい状況になっているときは？

日本政策金融公庫の融資制度、中小企業庁のセーフティネット保証制度、県の融資制度、グループ補助金（中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業）など、災害時にはいろいろな融資制度や補助金制度が活用できる場合があります。  
**金融機関、商工会議所、県**などに相談してみましょう。